



2024年10月30日

各 位

会 社 名：兵機海運株式会社
代表者名：代表取締役社長 大東慶治
コード番号：9362（東証スタンダード）
問合せ先：管理部 米山満寿夫
電 話：078-940-2351

堂島汽船株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明 (留保)のお知らせ

当社は、堂島汽船株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、本日、当社取締役会において取締役全員の一致により、本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、公開買付者から、対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、本公開買付けに関して公開買付者が2024年10月18日に提出した公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の内容その他の関連情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終決定の上、表明する予定です。

株主の皆様におかれましては、当社から開示される情報に十分にご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

1. 公開買付者の概要

(1)	名 称	堂島汽船株式会社
(2)	所 在 地	大阪府大阪市北区堂島二丁目3番8号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 久保大介
(4)	事 業 内 容	1. 船舶の運航管理業務の受託 2. 船舶において使用する船舶用機器、同部品、船舶用塗料、医薬品、事務用品、水路図の販売及び輸出入 3. 船舶貸渡業 4. 海上運送業 5. 海運代理店業 6. 船舶の仲介及び売買 7. 損害保険代理業

		8. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 9. 有価証券の投資、売買、保有及び管理 10. 前記各号に附帯する一切の事業
(5)	資 本 金	100 万円
(6)	設 立 年 月 日	2024 年 9 月 25 日
(7)	大株主及び持株比率 (2024 年 10 月 18 日 現 在)	株式会社富洋海運 100.00%
(8)	当社と公開買付者の関係	
	資 本 関 係	公開買付者は、当社株式 100 株 (所有割合 (注 2) : 0.01%) を所有しております。公開買付者の親会社である株式会社富洋海運は当社株式 14,000 株 (所有割合 : 1.17%) を所有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当 状 況	該当事項はありません。

(注 1) 「(8) 当社と公開買付者の関係」の「人的関係」、「取引関係」及び「関連当事者への該当状況」を除き、本公開買付届出書又はその添付文書の記載に基づきます。

(注 2) 本公開買付届出書によれば、「所有割合」とは、当社が 2024 年 8 月 9 日に公表した 2025 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(非連結) (以下「当社決算短信」といいます。) に記載された 2024 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 (1,224,000 株) から、当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数 (33,849 株) から当社が 2024 年 7 月 19 日に公表した「取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く) に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分の払込完了に関するお知らせ」に記載の 2024 年 7 月 19 日付けで処分された自己株式数 (6,800 株) を控除した自己株式数 (27,049 株) を控除した株式数 (1,196,951 株) に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しているとのことです。以下、所有割合の記載について同じです。

2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、3,250 円

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、公開買付者より 2024 年 10 月 18 日に開始された当社の普通株式に対する本公

開買付けについて、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

(2) 意見の根拠及び理由

当社は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に評価・検討してまいりましたが、2024年10月30日、当社取締役会において、取締役全員（監査等委員である取締役を含みます。）の一致により、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議いたしました。

本公開買付けは、当社取締役会に対して具体的な条件等に関して事前に何らの通知や連絡もなく、また、事前協議の機会も無いまま、一方的に開始されたものです。

当社取締役会は、2024年4月19日に、公開買付者の親会社である株式会社富洋海運（以下「富洋海運」といい、公開買付者と総称して「公開買付者ら」といいます。）から、当社が同年7月までに富洋海運に対して第三者割当増資の方法で当社株式293,400株を割り当てること、富洋海運が当社に対して2名の取締役を派遣すること及び当社と富洋海運との間で資本業務提携契約を締結すること等を内容とする資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に関する同年4月17日付け提案書（以下「本提案書」といいます。）を受領するとともに、本提案書及び本資本業務提携を協議する面談の申し出を受けました。当社は、2024年4月30日開催の取締役会において、富洋海運の要望に応じ、本提案書及び本資本業務提携に関して、富洋海運との間で面談を行う旨を協議し、同年5月15日に富洋海運との間で本提案書及び本資本業務提携に関して面談を実施いたしました。当社は、2024年5月27日開催の取締役会において、本提案書及び上記面談における富洋海運からの本資本業務提携に関する説明等を踏まえ、本提案書における提案内容及び本資本業務提携の是非を真摯に検討した結果、富洋海運との間の本資本業務提携を実施しないことを決議し、同年6月4日開催の富洋海運との面談において富洋海運に対し、本資本業務提携を実施しない旨の回答書を提出いたしました。なお、当社は、富洋海運との間で2024年7月29日に面談を実施しておりますが、当該面談は、2024年6月27日付けで就任した当社の代表取締役社長が挨拶として訪問したものであり、当該面談において、本資本業務提携に関する協議はなされておられません。当社と富洋海運との間で本資本業務提携に関する協議は、2024年6月4日開催の面談以降、途絶えておりました。

このような状況において、当社は、富洋海運から、本公開買付けの開始日の前日である2024年10月17日に一方的に本公開買付けの実施の連絡を受け、事前協議の機会も無いまま、突然、本公開買付けが開始されました。当社は、公開買付者による本公開買付けの公表を受け、本公開買付けに対する当社の意見を表明することに向け、直ちに、当社、公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を選任し、その助言・協力を受けながら、本公開買付けに関して本公開買付届出書の内容その

他の関連情報を直ちに精査し、慎重に評価・検討を進めてまいりました。しかしながら、当社は、当社の株主の皆様、本公開買付けに応募するか否かを適切にご判断していただくことの前提となる意見を形成・表明するためには、本公開買付け届出書に記載された内容を含め、現時点までに入手することができた情報のみでは、本公開買付けが当社企業価値の向上及び当社株主の利益に資するか否かを判断するにあたって、不十分であると考えております。

また、当社は、2024年10月30日開催の当社取締役会において、本公開買付けに対する当社の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保すること等を目的として、公開買付者ら及び当社との間に重要な利害関係が存在しないことを確認した上で、五島大亮氏（当社の監査等委員である社外取締役）、濱田在人氏（当社の監査等委員である社外取締役）及び外部の有識者である西田章氏（西田法律事務所弁護士）の3名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、（i）本公開買付けが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げるものでないかについて、調査、検討及び評価を行うこと及び（ii）上記（i）のほか、本公開買付けに関する事項のうち、当社取締役会が本特別委員会に追加的に諮問する事項及び本特別委員会が当社取締役会に意見、答申又は勧告すべきと考える事項について、調査、検討、評価、意見、答申、又は勧告を行うこと（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）を本特別委員会に諮問いたしました。なお、本特別委員会への諮問にあたり、当社取締役会は、当社取締役会における本公開買付けに係る当社の意見を表明するにあたり、本特別委員会の勧告・意見を最大限尊重することを併せて決議しております。また、本諮問事項の検討にあたって、本特別委員会が必要と認めるときは、当社の費用負担の下、独自のフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等の専門家を選任する権限を付与いたしました。当社は、2024年10月30日開催の当社取締役会において、本公開買付けが当社の企業価値の向上及び株主の皆様の共同の利益を確保するのに資するものであるかという点について更なる評価・検討を行うべく、公開買付者に対して後記「7. 公開買付者に対する質問」及び別紙に記載された内容を公開買付者に対する質問として記載した意見表明報告書を提出することを決議いたしました。また、本公開買付けの是非については引き続き慎重に評価・検討をする必要があること、当社は、本公開買付けに係る当社の意見を表明するにあたり、当社の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保すること等を目的として、本特別委員会を設置しておりますが、現時点においては本特別委員会の判断が示されていないことも踏まえ、本公開買付けに対する意見の表明を留保することを決議いたしました。

公開買付者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「法」といいます。）第27条の10第11項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）13条の2第2項に従い、当社が提出した意見表明報告書の写しの送付を受けた日から5営業日以内に、後記「7. 公開買付者に対する

質問」及び別紙に記載された質問に対して、法 27 条の 10 第 11 項に規定される対質問回答報告書を提出することが予定されております。当社は、公開買付者から、かかる対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、本公開買付届出書の内容その他の関連情報とあわせて慎重に評価・検討を行います。そして、かかる評価・検討に加え、本特別委員会の勧告又は意見を最大限尊重した上で、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終的に決定し、表明する予定です。

株主の皆様におかれましては、当社から開示される情報に十分にご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されております。本公開買付届出書によれば、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であり、公開買付者は買付予定数の上限を設定の上、本公開買付けを実施し、本公開買付け後、公開買付者らが所有することとなる当社株式の数の合計は、最大で 227,400 株（所有割合：19.00%）にとどまる予定であるため、当社株式は本公開買付け成立後も、引き続き東京証券取引所スタンダード市場における上場が維持される見込みとのことです。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付届出書によれば、公開買付者は、本公開買付け後に当社株式を取得する予定はないとのことです。但し、本公開買付けの決済後公開買付者による当社株式の所有株式数が本公開買付けの買付予定数の上限である 213,300 株（所有割合：17.82%）に満たなかった場合においては、公開買付者らの所有割合を合わせて 20%を下回る範囲で可能な限り多く所有する株主の立場となることにより、当社との早期の資本業務提携に向けた発言力を強化するという本公開買付けの目的の達成に向けて、公開買付者は当該上限に満たなかった範囲で当社株式を追加取得することを予定しているとのことです。なお、追加取得する場合の方法について本公開買付届出書提出日時点で決定している事項はないとのことです。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

① 外部アドバイザーの選任

本公開買付けは当社に対して、事前の連絡もないまま一方的に開始されたものであり、本公開買付けに関して当社と公開買付者又は富洋海運との間には何らの合意もありません。公開買付者らは当社の株式を保有しておりますが、公開買付者らの当該株式保有は当社の要請又は同意に基づくものではありません。また、公開買付者らは、当社との間で人的関係及び取引関係のいずれも有せず、当社の関連当事者にも該当しません。

当社は、本公開買付けの検討に際して、意思決定過程における公正性・適正性を担保するため、当社、公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、当該外部アドバイザー等の助言を踏まえて、本公開買付けに関して慎重に検討しております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社、公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利権を有していません。

② 本特別委員会の設置

また、上記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、2024年10月30日開催の当社取締役会において、当社取締役会の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保すること等を目的として、公開買付者ら及び当社との間に重要な利害関係が存在しないことを確認した上で、五島大亮氏（当社の監査等委員である社外取締役）、濱田在人氏（当社の監査等委員である社外取締役）及び外部の有識者である西田章氏（西田法律事務所弁護士）の3名から構成される本特別委員会を設置することを決議するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項を諮問いたしました。なお、本特別委員会への諮問にあたり、当社取締役会は、当社取締役会における本公開買付に係る当社の意見を表明するにあたり、本特別委員会の勧告・意見を最大限尊重することを併せて決議しております。

4. 公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

添付別紙をご参照ください。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上

(別紙)

公開買付者に対する質問

第1 公開買付者グループの詳細

- (1) 堂島汽船株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び株式会社富洋海運（以下「富洋海運」といいます。）につき、以下の事項をご教示ください。
 - ① 公開買付者及び富洋海運の組織概要
 - ② 公開買付者及び富洋海運の事業内容
 - ③ 富洋海運の株主構成（富洋海運に法人株主がいる場合には、当該法人株主の株主構成を含む。）
 - ④ 公開買付者及び富洋海運の従業員数
 - ⑤ 公開買付者グループ（公開買付者、富洋海運及び富洋海運の役員の親族が100%を出資するシンガポールに拠点を置く8社の企業群を意味します。以下同じです。）における当社以外の投資先、投資方針の詳細、過去10年間における投資活動の詳細
 - ⑥ 公開買付者グループ各社の資本関係
- (2) 公開買付者グループにおいて、当社の属する業界における企業経営の実績、その他公開買付者グループの経営能力及び事業運営能力を示す事実があればご教示ください。
- (3) 富洋海運について、直近5事業年度において、決算公告を行った日をご教示ください。決算公告については会社法に基づき毎事業年度対応が必要となる事項であり、富洋海運の公告方法である官報を検索しましたが、該当がなかったためお伺いします。また、直近5事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書をご開示ください。
- (4) 公開買付者は取締役が1名の株式会社であり、また、2024年10月23日付履歴事項全部証明書によれば、富洋海運は、取締役4名と監査の範囲が会計に関するものに限定された監査役1名の監査役設置会社であります。公開買付者及び富洋海運が、上場会社である当社の大株主として必要かつ十分なガバナンス体制、監査体制、法令遵守及びコンプライアンス体制を備えているかを検討するため、これらの体制に関して必要な情報をご提供ください。

第2 公開買付けに至った経緯について

- (1) 公開買付者が2024年10月18日に提出した公開買付届出書（以下「公開買付届出書」といいます。）2頁によれば、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の目的は、「公開買付者及び富洋海運の所有割合を合わせて20%を下回る範囲で可能な限り多く所有する株主の立場となることにより、対象者との早期の資本業務提携に向けた発言力の強化」にあるとされており、資本業務提携は、その性質上、提携を行う両社の合意に基づき実施される必要がありますが、公開買付者及び富洋海運の目的は、株式保有による当社経営への発言力の増大を背景として当社の意思決定に圧力をかけ、公開買付者及び富洋海運に有利な資本業

務提携を当社に承諾させることにあるとの理解で間違いはないでしょうか。

- (2) 公開買付届出書 4 頁によれば、「公開買付者グループの従前の投資先は温室効果ガスの排出削減に繋がる技術を有する米国やシンガポールのパートナー企業 4 社に対して投資を行っている」と記載がありますが、上記の各投資先と事業分野の異なる当社との間の業務提携を検討するに至った経緯について具体的にご説明ください。また、当社と事業分野が同じ他の投資先ではなく、当社との間で業務提携を検討するに至った経緯について具体的にご説明ください。
- (3) 2024 年 4 月 17 日、当社は、富洋海運から当社取締役会に対して資本業務提携に関する提案書の提案を受領し、2024 年 5 月 15 日に富洋海運と面談いたしました。提案書の内容及び面談内容を踏まえて、2024 年 5 月 27 日に当社取締役会において、当該提案書を審議した結果、資本業務提携については全取締役一致で辞退する旨の回答を 2024 年 6 月 4 日の面談において富洋海運に対して説明いたしました。もっとも、2024 年 6 月 4 日の面談以降も、当社は富洋海運に対して業務提携に向けた検討が可能であるか協議するため、2024 年 7 月 29 日に面談を行っております。その後貴社との協議は一切途絶えた状況にあって、突如、本公開買付けが開始されたものですが、富洋海運の提案を真摯に検討した結果、当社として業務提携に関する協議に応じる姿勢を示した中で、富洋海運が当社との協議を継続することなく、公開買付者による本公開買付けを開始するに至った理由をより具体的にご説明ください。
- (4) 本公開買付けの期間・時期が適切と判断された理由を具体的にご説明ください。
- (5) 本公開買付けを実施するに際して、公開買付者グループ以外の当社の株主、その他のステークホルダーの皆様（他の株主様や、当社の従業員及び取引先様を含みます。以下同じです。）との事前の接触又は協議を行っておりますでしょうか。行っている場合にはその具体的な内容をご説明ください。
- (6) 事前に当社との間で本公開買付けを事前協議することなく、突然、本公開買付けを開始することが当社のステークホルダーの皆様にもたらす混乱等の影響、ひいては当社の企業価値に及ぼす影響について、いかなる評価・検討を行った結果、本公開買付けの開始に踏み切られたのかにつき、具体的にご説明ください。
- (7) 公開買付届出書 12 頁において、公開買付者に関し、「富洋海運は、同社は取締役が 4 名いる会社であり、会社法上、その業務執行の決定には取締役の過半数による決定が必要となるところ、富洋海運の代表取締役社長である久保大介氏のみを公開買付者の取締役とすることで、本公開買付け成立後に対象者の議決権行使について迅速かつ機動的に意思決定を行うことを可能とする観点から、対象者株式を保有する目的の法人を設立」したとされておりますが、富洋海運の取締役様 4 名は本公開買付けの実施に対して賛同されているとの理解でよろしいでしょうか。仮に賛同されていることであれば、富洋海運を公開買付者とせず、敢えて公開買付者を設立した必要性について具体的にご説明ください。

第 3 公開買付者が検討している業務提携の可能性について

(1) 内航事業における協業について

- ① 公開買付届出書 9 頁の記載によれば、公開買付者は、「対象者は様々な貨物を取り扱う公開買付者グループと連携することで、多くの船舶を確保する体制を構築できる」と考えていると記載されています。公開買付届出書 9 頁にも記載のとおり、「船舶は取扱い貨物により船形や規模が異なり、富洋海運と当社は異なる船形や規模を有する船舶を保有している状況に照らし、いかなる船舶の確保体制の構築が可能なのか、具体的な想定をご説明ください。
- ② 公開買付者グループで行われている船員の人材育成の具体的な方策をご説明ください。

(2) 外航事業について

- ① 公開買付届出書 10 頁の記載によれば、公開買付者は、「長年に及び内航事業を展開している対象者の企業努力を重ねて、公開買付者グループの外航事業での顧客網との連携により、シナジー効果をもって収益の裾野を広げることができると考えている」と記載されています。公開買付者グループは外航事業を主業とする一方で、当社は内航事業を主業としており、当社としては事業領域が大きく異なるものと認識しておりますが、想定している顧客網の連携、運航ノウハウの共有方法等について具体的にご説明ください。

(3) 港運事業及び倉庫事業の協業について

- ① 公開買付届出書 11 頁の記載によれば、公開買付者は、「対象者にお伝えした新たなビジネス機会を確保することで、既存のプライシングの慣習に縛られずに利益を確保し、当該事業の収益性を上げていけるよう協業を進めていきたいと考えている」と記載されていますが、当該ビジネス機会の具体的内容をご説明ください。また、当該ビジネス機会の実現見込み及び実現時期の想定を具体的にご説明ください。

(4) 新規事業における協業

- ① 公開買付届出書 11 頁の記載によれば、公開買付者は、公開買付者グループと当社の知見を融合させて、「脱炭素化により生じ得る新たなビジネスについて、対象者と協議したい」と記載されていますが、想定している新たなビジネスを具体的にご説明ください。

第4 取締役の派遣・資本業務提携について

- (1) 公開買付届出書 14 頁の記載によれば、本公開買付け成立後に、富洋海運から当社に対して取締役 2 名を派遣することを提案されることですが、取締役派遣人数が 2 名である理由、当該取締役候補者の氏名・経歴、当該取締役候補者 2 名を当社に派遣する理由、当社として当該候補者を取締役として受け入れる場合のメリット・必要性をご説明ください。
- (2) 公開買付届出書 14 頁の記載によれば、資本業務提携契約において、「公開買付届出書の「(1) 公開買付けの概要」の「(iii) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「a 内航事業における協業」乃至「d 新規事業における協業」に記載の業務提携に関連する内容」を規定することを想定されているとの理解ですが、具体的に規定することを想定している内容を「a 内航事業における協業」乃至「d 新規事業における協業」それぞれについてご説明ください。

- (3) 公開買付届出書 14 頁の記載によれば、資本業務提携契約において、「(i) 取締役の派遣」等の経営体制、一貫輸送分野や脱炭素分野等での協業等を含む、資本提携に関連する内容を定めることを想定されているとのことですが、その具体的な内容をご説明ください。

第5 公開買付けの条件について

1. 公開買付価格について

公開買付者が、当社株式 1 株当たり 3,250 円の公開買付価格を決定するに際し、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得していない理由についてご説明ください。

2. 買付予定数の上限及び下限について

公開買付者は、買付予定数の上限について 213,300 株としている一方で、下限を付しておりません。公開買付届出書 13 頁の記載によれば、買付予定数の上限を付した理由として「対象者との資本業務提携のための発言力を強化していくためには、可能な限り対象者株式を所有することが望ましいと考える一方で、本書提出日時点では、対象者の経営の独立性を維持する観点から、対象者を公開買付者及び富洋海運の持分法適用関連会社とすることまでは企図していないことから、議決権比率に換算して、公開買付者及び富洋海運の所有割合を併せて 20%を下回る株式の取得に留めることが望ましいと考え」たことが挙げられており、下限を付さなかった理由として「対象者との早期の資本業務提携に向けた発言力の強化という目的に照らし、公開買付者及び富洋海運を併せた所有割合を少しでも増加させることを企図していること」が挙げられております。

また、公開買付届出書 13 頁の記載によれば、本公開買付けを行った後における当社株式の所有割合は、公開買付者及び富洋海運が本書提出日現在所有する当社株式に係る議決権の数と合わせて 19.00%になることが見込まれております。これらの点に関し、以下の事項についてご説明ください。

- (1) 当社との資本業務提携のための発言力を強化していく目的であれば、より高い水準の買付予定数の上限の設定もあり得たところと考えられますが、19.00%の上限にとどめた理由を改めてご説明ください。
- (2) 当社を公開買付者及び富洋海運の持分法適用関連会社とすることまでは企図していない理由を具体的にご説明ください。また、富洋海運が当社に対して取締役 2 名を派遣することを併せて考慮しても、当社は、公開買付者及び富洋海運の持分法適用関連会社に該当しないと判断した理由をご説明下さい。
- (3) 本公開買付けにおいては下限を付していないことから、公開買付けへの応募株式数によっては、公開買付者が取得できる株式数が僅少になる可能性もあります。その場合、当社との早期の資本業務提携に向けた発言力の強化という本公開買付けの目的は達成できないにもかかわらず、なぜ公開買付届出書 2 頁目記載の「公開買付者及び富洋海運を併せた所有割合を少しでも増加させる」必要があるのでしょうか。

第6 公開買付け後の方針について

1. 経営方針について

- (1) 公開買付届出書2頁においては、本公開買付け後において「対象者の経営の独立性を維持する」とされておりますが、そうである場合、公開買付者が当社経営にどのように関与し、当社の企業価値の向上を図る方針であるのか、具体的にご説明ください。
- (2) 本公開買付け後において、公開買付者が現時点で想定されている当社の事業計画、財務・資金計画、投資計画等があれば、その内容を具体的にご説明ください。
- (3) 公開買付届出書2頁によれば、「対象者を公開買付者又は富洋海運の持分法適用関連会社とすることまでは企図していない」とのことですが、213,300株を超える当社株式の取得は、将来の可能性を含め想定されていないとの理解でよろしいでしょうか。
- (4) 本公開買付けが成立した場合、当社株式の流通株式比率が低下し、本公開買付け成立後の流通株式時価総額が株式会社東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に抵触する可能性があります。また、公開買付届出書において当該対応策に言及していない理由についてご教示ください。

2. 当社株式の追加取得・継続保有に関する方針について

公開買付届出書14頁によれば、当社株式の追加取得の予定に関して「本公開買付けの決済後公開買付者による対象者株式の所有株式数が本公開買付けの買付予定数の上限である213,300株(所有割合:17.82%)に満たなかった場合においては、公開買付者及び富洋海運の所有割合を合わせて20%を下回る範囲で可能な限り多く所有する株主の立場となることにより、対象者との早期の資本業務提携に向けた発言力を強化するという本公開買付けの目的の達成に向けて、公開買付者は当該上限に満たなかった範囲で対象者株式を追加取得することを予定しております。なお、追加取得する場合の方法について本書提出日時点で決定している事項はありません。」とされております。

- (1) 公開買付届出書3頁によれば、「対象者株式の市場内取引の平均売買高が少ないことから、市場買付けによって公開買付者が望む割合の対象者株式を合理的な期間内に取得することが困難である」と記載されており、本公開買付けの上限に満たなかった場合における、当社株式の追加取得の実現可能性や追加取得の方法につき、現時点での想定を具体的にご説明ください。
- (2) 公開買付届出書3頁によれば、「公開買付者は、本公開買付けをもって取得する対象者株式について、第三者への売却は予定しておらず、長期的に所有する方針」とされておりますが、当社株式の処分(投資回収)方針(いかなる事由が発生し、又はどのような条件が成就した場合に投資回収を予定しているのか、具体的な方法、内容及び条件並びに投資回収を予定している時期)がございましたら、具体的にご説明ください。
- (3) 公開買付者グループが、本公開買付けにおいて取得を予定する当社株式に関して締結する予定の担保契約等がある場合には、担保契約等の相手方の概要、担保契約等の対象となる

当社株式の数、担保契約等の具体的内容をご説明ください。

第7 公開買付けに要する資金の裏付け

公開買付者は、公開買付届出書3頁によれば、本公開買付けに要する資金につき、富洋海運から極度貸付契約書に基づき8億円を借り入れております。

- (1) 富洋海運が公開買付者に対して行った貸付金の原資についてご説明下さい。富洋海運が外部から資金を調達している場合、その詳細(当該資金の提供者の具体的名称及び資本構成、当該資金提供者を実質的に支配する主体が存在する場合には、当該主体の概要、調達方法、調達金額、資金提供後の担保乃至誓約事項の有無及び内容、関連する具体的取引の内容、並びに返済原資及び返済計画)を含みます。
- (2) 公開買付者が富洋海運から借り入れている8億円の返済原資及び返済計画について具体的にご説明ください。

以上